

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成20年11月14日

**【四半期会計期間】** 第40期第2四半期(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

**【会社名】** テンアライド株式会社

**【英訳名】** TEN ALLIED CO.,LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 飯田 永太

**【本店の所在の場所】** 東京都中央区日本橋馬喰町一丁目7番3号(岡永ビル)

**【電話番号】** (03)3661-0772

**【事務連絡者氏名】** 取締役経理部長 玉置 守

**【最寄りの連絡場所】** 東京都中央区日本橋馬喰町一丁目7番3号(岡永ビル)

**【電話番号】** (03)3661-0772

**【事務連絡者氏名】** 取締役経理部長 玉置 守

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### 連結経営指標等

回次		第40期 第2四半期連結 累計期間	第40期 第2四半期連結 会計期間	第39期
会計期間		自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成20年 7月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日
売上高	(千円)	9,866,343	4,902,601	19,733,955
経常利益又は 経常損失( )	(千円)	6,257	3,434	83,330
四半期(当期)純利益	(千円)	5,044	49,727	77,034
純資産額	(千円)		9,940,645	9,930,341
総資産額	(千円)		14,038,655	14,334,280
1株当たり純資産額	(円)		380.84	380.51
1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	0.19	1.9	2.95
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)			
自己資本比率	(%)		70.8	69.2
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	478,928		1,667,281
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	374,905		555,593
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	401,866		740,961
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)		3,014,419	3,312,263
従業員数	(名)		450	438

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第39期及び第40期の「潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額」については、潜在株式は存在しますが希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社における状況

平成20年9月30日現在

従業員数(名)	450 (3,559)
---------	----------------

(注) 1 従業員数は就業人員であります。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第2四半期連結会計期間の平均雇用人員であります。

### (2) 提出会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数(名)	445 (3,523)
---------	----------------

(注) 1 従業員数は就業人員であります。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第2四半期会計期間の平均雇用人員であります。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第2四半期連結会計期間における生産実績を事業の品目ごとに示すと、次のとおりであります。

品名	数量 単位	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	
		数量	金額(千円)
生そば	(人前)	368,380	15,154
つくね	(人前)	117,080	4,338
豆乳	(リットル)	116,079	12,950
ぎょうざ	(人前)	79,460	4,779
ひれかつ	(人前)	197,076	8,355
鶏唐	(人前)	99,654	9,391
牛肉コロッケ	(人前)	17,692	1,642
各種アイスクリーム			6,995
各種ドレッシング・ソース			10,414
その他			138,089
合計			212,111

- (注) 1 金額は当社の製造原価によっております。  
 2 上記は当社の生産実績であります。子会社2社は生産活動を行っておりません。  
 3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 受注実績

該当事項はありません。

#### (3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における販売実績を事業の品目ごとに示すと、次のとおりであります。

品目	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
	金額(千円)
料理類	2,911,742
飲物類	1,989,352
たばこ	1,506
合計	4,902,601

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

### 3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

#### (1) 経営成績の分析

当第2四半期連結会計期間におけるわが国経済は、米国のサブプライムローン問題に端を発した金融市場の混乱、不安定な為替相場や原油価格の高騰等の影響により景気後退懸念がもたれ、企業収益も先行き不透明感が増し、物価上昇懸念も相まって個人消費が伸び悩み、国内景気は減速から後退局面へと変わってまいりました。

外食産業界におきましても、同業他社のみならず、外食業界全体での競争が激化し、個人消費が低迷する中、食の安全・安心に対する消費者意識が一層高まっており、企業の取組みに対しては、これまでに無く厳しく責任を問われる状況となっております。

こうした中、当社グループは創業時からのお客様への四つの誓い「良いものを安く、早く、清潔に、最高の雰囲気です」を守るべく、お客様に合ったメニュー開発・サービス向上に注力し、食の安全・安心・健康志向等の一層のこだわりを追求したマーチャндаイジング、及び「テング酒場」の新業態の立ち上げを図ってまいりました。また、店舗力を上げるため5店舗のリニューアルと既存店「旬鮮酒場天狗」から「テング酒場」への業態転換を1店舗で行ないました。

閉店は、ビルのオーナーのご都合により立退きました「旬鮮酒場天狗」南池袋店(平成20年9月)1店舗でした。

これにより、当第2四半期連結会計期間末の店舗数は、「旬鮮酒場天狗」67店舗、「和食れすとらん天狗」(「旬鮮だいにんぐ天狗」含む)59店舗、くわい家3店舗、「テング酒場」8店舗の合計137店舗(内フランチャイズ1店舗、子会社1店舗)となっております。

これらの取組みの結果、当第2四半期連結会計期間の売上高は49億2百万円、営業損失は7百万円、経常利益は3百万円、四半期純利益は49百万円となりました。

#### (2) 財政状態の分析

総資産につきましては、前連結会計年度末に比べて2億95百万円減少し、140億38百万円となりました。これは、リース資産を新たに計上したこと等により有形固定資産が1億13百万円増加したものの、現金及び預金が2億97百万円、売掛金が13百万円、棚卸資産が48百万円、無形固定資産が11百万円、投資その他の資産が52百万円それぞれ減少したことによるものであります。

負債につきましては、リース債務の新たな計上等があるも、借入金の返済や社債の償還等により前連結会計年度末に比べて3億5百万円減少し、40億98百万円となりました。

純資産につきましては、前連結会計年度末に比べて10百万円減少し、99億40百万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、営業活動によるキャッシュ・フローが2億18百万円増加、投資活動によるキャッシュ・フローが1億64百万円減少、財務活動によるキャッシュ・フローが2億75百万円減少となりました結果、第1四半期連結会計期間末に比べ2億22百万円減少し30億14百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、2億18百万円となりました。これは主に減価償却費2億36百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、1億64百万円となりました。これは主に店舗改装に伴う有形固定資産の取得による支出1億52百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、2億75百万円となりました。これは主に社債の償還1億50百万円、長期借入金の返済1億11百万円によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間の研究開発費の総額は6百万円であります。

### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、第1四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設等について、重要な変更はありません。

また、当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第1四半期連結会計期間末に実施中又は、計画中であった設備の新設、重要な拡充もしくは改修のうち、当第2四半期連結会計期間中に完成したものは、次のとおりであります。

設備の内容	取得価額(百万円)	完成年月	完成後における増加 (減少)能力(客席数)(席)
提出会社  (既存店改修等) 静岡インター通り店他	203	平成20年7月～9月	20
合計	203		20

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	84,712,800
計	84,712,800

##### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年11月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	26,579,527	26,579,527	東京証券取引所 (市場第一部)	株主としての権利内容に制限の ない、標準となる株式
計	26,579,527	26,579,527		



(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

会社法第236条、第238条、第239条及び第361条に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成20年6月26日)	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	470(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	47,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	15,745,000(注) 2
新株予約権の行使期間	平成23年4月1日～平成29年6月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 335 資本組入額 168
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部行使はできないものとする。対象者として新株予約権を付与された者は、新株予約権行使時においても、当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、社員独立制度の適用による退職または関連会社への転籍、その他一定の場合を除く。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分及び相続は認めない。新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式は100株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3 組織再編成時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記2

で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に前記 に従って決定される当該新株予約権の  
目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれかの遅い日か  
ら、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1  
項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、こ  
れを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前記 に定める増加  
する資本金等増加限度額から前記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

株主総会の特別決議日(平成19年6月27日)	
第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)	
新株予約権の数(個)	490(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	49,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,090,000(注)2
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日～平成28年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 410 資本組入額 205
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部行使はできないものとする。対象者として新株予約権を付与された者は、新株予約権行使時においても、当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、社員独立制度の適用による退職または関連会社への転籍、その他一定の場合を除く。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分及び相続は認めない。新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式は100株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3 組織再編成時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に前記1に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれかの遅い日か

ら、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前記 に定める増加する資本金等増加限度額から前記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

株主総会の特別決議日(平成18年6月28日)	
第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)	
新株予約権の数(個)	960(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	96,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	47,040,000(注)2
新株予約権の行使期間	平成21年4月1日～平成27年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 490 資本組入額 245
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部行使はできないものとする。対象者として新株予約権を付与された者は、新株予約権行使時においても、当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、社員独立制度の適用による退職または関連会社への転籍、その他一定の場合を除く。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分及び相続は認めない。新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式は100株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成17年6月28日)	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	540(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	54,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	26,190,000(注)2
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日～平成26年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 485 資本組入額 243
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部行使はできないものとする。対象者として新株予約権を付与された者は、新株予約権行使時においても、当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、社員独立制度の適用による退職または関連会社への転籍、その他一定の場合を除く。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分及び相続は認めない。新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式は100株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日(平成16年6月25日)	
第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)	
新株予約権の数(個)	470(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	47,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	19,552,000(注)2
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日～平成25年6月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 416 資本組入額 208
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部行使はできないものとする。対象者として新株予約権を付与された者は、新株予約権行使時においても、当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、社員独立制度の適用による退職または関連会社への転籍、その他一定の場合を除く。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分及び相続は認めない。新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式は100株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日(平成15年 6月26日)	
第2四半期会計期間末現在 (平成20年 9月30日)	
新株予約権の数(個)	520(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	52,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,748,000(注) 2
新株予約権の行使期間	平成18年 4月 1日 ~ 平成24年 6月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 399 資本組入額 200
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部行使はできないものとする。対象者として新株予約権を付与された者は、新株予約権行使時においても、当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、社員独立制度の適用による退職または関連会社への転籍、その他一定の場合を除く。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分及び相続は認めない。新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式は100株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$



株主総会の特別決議日(平成14年 6月26日)	
第2四半期会計期間末現在 (平成20年 9月30日)	
新株予約権の数(個)	270(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	27,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	11,718,000(注) 2
新株予約権の行使期間	平成17年 4月 1日 ~ 平成23年 6月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 434 資本組入額 217
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部行使はできないものとする。対象者として新株予約権を付与された者は、新株予約権行使時においても、当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、社員独立制度の適用による退職または関連会社への転籍、その他一定の場合を除く。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分及び相続は認めない。新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式は100株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

新株引受権

旧商法第280条ノ19の規定に基づき発行した新株引受権(ストックオプション)は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成13年 6月26日)	
第2四半期会計期間末現在 (平成20年 9月30日)	
新株予約権の数	
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	46,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	19,044,000
新株予約権の行使期間	平成16年 4月 1日 ~ 平成22年 6月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 414 資本組入額 207
新株予約権の行使の条件	対象者として新株引受権を付与された者は、新株引受権行使時においても、当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、社員独立制度の適用による退職または関連会社への転籍、その他一定の場合を除く。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株引受権の譲渡、質入その他の処分及び相続は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

株主総会の特別決議日(平成12年 6月27日)	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年 9月30日)
新株予約権の数	
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	379,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	167,518,000
新株予約権の行使期間	平成15年 4月 1日 ~ 平成21年 6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 442 資本組入額 221
新株予約権の行使の条件	対象者として新株引受権を付与された者は、新株引受権行使時においても、当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、社員独立制度の適用による退職または関連会社への転籍、その他一定の場合を除く。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株引受権の譲渡、質入その他の処分及び相続は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

## (3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年9月30日		26,579,527		5,257,201		1,320,000

## (5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社永幸	東京都三鷹市井の頭五丁目26 - 12	5,812	21.86
飯田 永太	東京都武蔵野市	3,764	14.16
株式会社岡永	東京都中央区日本橋馬喰町一丁目7 - 3 岡永ビル	1,472	5.54
山内 薫	東京都三鷹市	1,055	3.97
飯田 愛太	東京都三鷹市	816	3.07
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7 - 1	778	2.92
サッポロビール株式会社	東京都渋谷区恵比寿四丁目20 - 1	729	2.74
飯田 博	東京都目黒区	380	1.43
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4G)	東京都中央区晴海一丁目8 - 11	375	1.41
飯田 弘子	東京都三鷹市	262	0.98
計		15,448	58.12

- (注) 1 上記のほか当社所有の自己株式496千株(1.86%)があります。  
 2 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。  
 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 375千株

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 496,300		株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 26,043,000	260,430	同上
単元未満株式	普通株式 40,227		同上
発行済株式総数	26,579,527		
総株主の議決権		260,430	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が4,700株(議決権の数47個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式51株が含まれております。

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) テンアライド株式会社	東京都中央区日本橋 馬喰町一丁目7番3号 (岡永ビル)	496,300		496,300	1.86
計		496,300		496,300	1.86

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	349	346	339	340	340	339
最低(円)	335	320	322	325	328	315

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当第2四半期連結会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日 内閣府令第50号)附則第7条第1項第5号のただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則を早期に適用しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、霞が関監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	3,014,419	3,312,263
売掛金	107,588	120,959
商品及び製品	245,110	293,546
その他	463,348	449,174
貸倒引当金	500	127
流動資産合計	3,829,967	4,175,817
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	11,102,742	11,162,161
減価償却累計額	7,940,958	7,962,172
建物及び構築物(純額)	3,161,784	3,199,988
機械及び装置	1,668,474	1,692,914
減価償却累計額	1,191,647	1,211,459
機械及び装置(純額)	476,826	481,454
工具、器具及び備品	2,172,709	1,883,723
減価償却累計額	1,641,961	1,511,125
工具、器具及び備品(純額)	530,748	372,598
土地	334,222	334,222
建設仮勘定	-	1,500
有形固定資産合計	4,503,582	4,389,763
無形固定資産		
投資その他の資産	150,852	162,309
敷金及び保証金	5,165,232	5,186,800
その他	394,618	425,089
貸倒引当金	5,597	5,500
投資その他の資産合計	5,554,253	5,606,390
固定資産合計	10,208,687	10,158,463
資産合計	14,038,655	14,334,280

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	450,284	534,120
1年内償還予定の社債	150,000	300,000
1年内返済予定の長期借入金	1 437,200	1 444,400
未払法人税等	62,105	93,859
その他	999,868	973,105
流動負債合計	2,099,458	2,345,485
固定負債		
長期借入金	1 1,000,000	1 1,215,000
退職給付引当金	765,424	732,174
その他	233,127	111,278
固定負債合計	1,998,551	2,058,453
負債合計	4,098,009	4,403,939
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	5,257,201	5,257,201
資本剰余金	1,320,293	1,320,293
利益剰余金	3,558,388	3,553,343
自己株式	202,650	202,530
株主資本合計	9,933,233	9,928,308
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	49,713	46,201
土地再評価差額金	49,400	49,400
評価・換算差額等合計	312	3,199
新株予約権	7,099	5,233
純資産合計	9,940,645	9,930,341
負債純資産合計	14,038,655	14,334,280



(2)【四半期連結損益計算書】  
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
売上高	9,866,343
売上原価	2,843,609
売上総利益	7,022,733
販売費及び一般管理費	
人件費	3,569,287
退職給付費用	106,529
その他	1 3,363,557
販売費及び一般管理費合計	7,039,374
営業損失( )	16,640
営業外収益	
受取利息	4,097
受取配当金	1,704
受取賃貸料	4,573
固定資産受贈益	13,184
その他	12,621
営業外収益合計	36,181
営業外費用	
支払利息	18,516
その他	7,282
営業外費用合計	25,798
経常損失( )	6,257
特別利益	
受取補償金	95,044
特別利益合計	95,044
特別損失	
固定資産除却損	22,957
リニューアル諸費用	12,439
その他	13,942
特別損失合計	49,338
税金等調整前四半期純利益	39,449
法人税、住民税及び事業税	34,405
法人税等合計	34,405
四半期純利益	5,044

【第2四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
売上高	4,902,601
売上原価	1,406,904
売上総利益	3,495,697
販売費及び一般管理費	
人件費	1,768,211
退職給付費用	55,575
その他	1,679,637
販売費及び一般管理費合計	3,503,424
営業損失( )	7,727
営業外収益	
受取利息	3,203
受取賃貸料	2,286
固定資産受贈益	9,176
その他	8,107
営業外収益合計	22,774
営業外費用	
支払利息	9,070
その他	2,542
営業外費用合計	11,613
経常利益	3,434
特別利益	
受取補償金	95,044
特別利益合計	95,044
特別損失	
固定資産除却損	15,028
リニューアル諸費用	11,480
その他	8,832
特別損失合計	35,340
税金等調整前四半期純利益	63,138
法人税、住民税及び事業税	13,410
法人税等合計	13,410
四半期純利益	49,727

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期連結累計期間  
 (自平成20年4月1日  
 至平成20年9月30日)

<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前四半期純利益	39,449
減価償却費	456,333
貸倒引当金の増減額(は減少)	471
退職給付引当金の増減額(は減少)	33,249
受取利息及び受取配当金	5,802
受取賃貸料	4,573
支払利息	18,516
有形固定資産除却損	57,894
売上債権の増減額(は増加)	13,370
たな卸資産の増減額(は増加)	48,435
その他の流動資産の増減額(は増加)	13,887
仕入債務の増減額(は減少)	83,835
未払消費税等の増減額(は減少)	41,879
その他の流動負債の増減額(は減少)	34,184
敷金及び保証金の増減額(は増加)	21,567
その他	48,593
小計	553,718
利息及び配当金の受取額	5,902
賃貸料の受取額	5,098
利息の支払額	18,719
法人税等の支払額	67,071
営業活動によるキャッシュ・フロー	478,928
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有形固定資産の取得による支出	353,894
無形固定資産の取得による支出	5,274
貸付金の回収による収入	272
長期前払費用の取得による支出	16,010
投資有価証券の売却による収入	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	374,905
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
長期借入金の返済による支出	222,200
リース債務の返済による支出	29,547
社債の償還による支出	150,000
自己株式の取得による支出	119
財務活動によるキャッシュ・フロー	401,866
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	297,844
現金及び現金同等物の期首残高	3,312,263
現金及び現金同等物の四半期末残高	3,014,419

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日至平成20年9月30日)
<p>1 会計処理の原則及び手続の変更</p> <p>(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法の変更</p> <p>通常の販売目的で保有する棚卸資産については、従来総平均法による原価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間から「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)が適用されることに伴い、総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。なお、この変更に伴う当第2四半期連結累計期間の営業損失、経常損失、税金等調整前四半期純利益に与える影響はありません。</p> <p>(2) リース取引に関する会計基準の適用</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正)及び、「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以降開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を早期に適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。なお、この変更に伴う当第2四半期連結累計期間の営業損失、経常損失、税金等調整前四半期純利益に与える影響はありません。</p>

【簡便な会計処理】

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日至平成20年9月30日)
<p>1 一般債権の貸倒見積高の算定方法</p> <p>当第2四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。</p> <p>2 棚卸資産の評価方法</p> <p>棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。</p> <p>3 固定資産の減価償却費の算定方法</p> <p>定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。</p> <p>4 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法</p> <p>法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。</p> <p>また、繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

該当事項はありません。

## 【追加情報】

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日至平成20年9月30日)
<p>有形固定資産の耐用年数の変更</p> <p>機械装置については、法人税法の改正(所得税法等の一部を改正する法律 平成20年4月30日 法律第23号)を契機として耐用年数を見直し、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しております。</p> <p>この結果、従来の方によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間の営業損失及び経常損失は7,119千円増加し、税金等調整前四半期純利益は同額減少しております。</p>

## 【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>1 純資産額及び利益の維持に係る財務制限条項</p> <p>平成18年3月31日締結の実行可能期間付タームローン契約について、以下のとおり確約しております。また、確約内容に反した場合には、当該債務について期限の利益を喪失する可能性があります。</p> <p>(確約内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各年度の決算期末における貸借対照表において、資本の部の合計を9,108,095千円以上に維持すること。</li> <li>・各年度の決算期における損益計算書上において、経常損益に関して2期連続して経常損失を計上しないこと。</li> </ul> <p>2 偶発債務</p> <p>連結子会社以外の会社の金融機関からの借入金に対して、次の通り債務保証を行っております。</p> <p style="text-align: right;">テイダブリュウ商事(株) 18,924千円</p>	<p>1 純資産額及び利益の維持に係る財務制限条項</p> <p>平成18年3月31日締結の実行可能期間付タームローン契約について、以下のとおり確約しております。また、確約内容に反した場合には、当該債務について期限の利益を喪失する可能性があります。</p> <p>(確約内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各年度の決算期末における貸借対照表において、資本の部の合計を9,108,095千円以上に維持すること。</li> <li>・各年度の決算期における損益計算書上において、経常損益に関して2期連続して経常損失を計上しないこと。</li> </ul> <p>2 偶発債務</p> <p>連結子会社以外の会社の金融機関からの借入金に対して、次の通り債務保証を行っております。</p> <p style="text-align: right;">テイダブリュウ商事(株) 21,379千円</p>

(四半期連結損益計算書関係)

第2四半期連結累計期間

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
1 販売費及び一般管理費その他の主なもの	
地代家賃	1,327,118千円
事業税等	37,515 "
減価償却費	452,259 "
研究開発費	14,690 "

第2四半期連結会計期間

当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	
1 販売費及び一般管理費その他の主なもの	
地代家賃	667,599千円
事業税等	18,000 "
減価償却費	234,319 "
研究開発費	6,937 "

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
1	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
	現金及び預金 3,014,419千円
	現金及び現金同等物 3,014,419千円

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	26,579,527

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	496,351

3 新株予約権等に関する事項

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第2四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社			7,099
合計			7,099

(注) 新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当社グループは、デリバティブ取引(ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除く)を利用していないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

付与したストック・オプションの内容

会社名	提出会社
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 37
株式の種類別ストック・オプション付与数(株)	普通株式 47,000
付与日	平成20年8月8日
権利確定条件	権利確定条件は付されていない
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない
権利行使期間	平成23年4月1日～平成29年6月26日
権利行使価格(円)	33,500
付与日における公正な評価単価(円)	5,174

(企業結合等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

該当事項はありません。



(セグメント情報)

**【事業の種類別セグメント情報】**

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

当社グループは、製品の種類、性質、販売市場等の類似性から判断して、同種の外食産業及び補完的事業を営んでいるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

**【所在地別セグメント情報】**

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

当社グループは、在外子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

**【海外売上高】**

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

当社グループは、海外売上高がないため、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
380.84円	380.51円

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

第2四半期連結累計期間

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	0.19円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	円

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
四半期純利益(千円)	5,044
普通株式に係る四半期純利益(千円)	5,044
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式の期中平均株式数(株)	26,083,355
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	

第2 四半期連結会計期間

当第2 四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	1.90円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	円

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	当第2 四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)
四半期純利益(千円)	49,727
普通株式に係る四半期純利益(千円)	49,727
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式の期中平均株式数(株)	26,083,279
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月10日

テンアライド株式会社  
取締役会 御中

霞 が 関 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 剣 持 俊 夫 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 船 井 宏 昌 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているテンアライド株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、テンアライド株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。